

各地域へ協力をお願ひ

▼自治会長会議

5月12日、今年度の自治会長会議を

町役場で開きました。

町内の自治会長と町関係者らが出席し、町の取り組みやお願いする事柄などについて、町からの説明が行われました。その主な説明内容について紹介します。

総務課 から

金町一斉防災訓練について

期日：10月3日（日）

午前9時（

内容：避難訓練、消火訓練、灾害弱者救出訓練など

鳥取県西部地震フォーラムについて

期日：10月6日（水）

会場：未定

鳥取県西部地震から10年を迎える10月6日に記念行事を行います。皆さんの参加をお

願いします。

土砂災害警戒情報について

大雨警報の発令後、更に大雨が続き、土砂災害が発生する危険が高まつた時に、土砂災害警戒情報が発令されます。危険な状況と思われるときは、避難勧告・指示が出ています。なお、避難する時は役場まで連絡ください。

企画政策課 から

元気なまちづくり交付金について

生きいきと元気に暮らせる集落づくりや交流事業、地域資源を生かした地域づくりなどを支援する「元気なまちづくり交付金」を創設しました。

集落や自治会、住民団体などの活動に対して20万円を上

限に交付するものです。大いに活用ください。手続きなど詳しくは企画政策課（電話72-0332）まで連絡ください。このほか、県などによる地域活動などへの助成・補助金もありますので、企画政策課までお気軽に問合せください。

国勢調査の実施について

今年は国勢調査の実施年です。10月1日を基準日として、人口・世帯・産業構造の実態調査を行い、各種行政施策の資料とする、国の最も基本的な調査です。皆さんのご協力をお願いします。

「ジゲ自慢」コーナーについて

10月23・24日に行われる「生きいきひのふれあいまつり」に、今回も「ジゲ自慢コーナー」を設置します。

これは、町内の自治会などに参加いただき、地域産物の展示・即売や情報発信など、活力ある地域づくりに生かしていただこうとするものです。

参加を希望する団体は、6月末までに企画政策課まで申込ください。

健康福祉課 から

新型インフルエンザ予防について

帰宅時の手洗い・うがいや、外出時のマスク着用など、引き続き新型インフルエンザの予防をお願いします。

相談窓口：米子保健所内発熱相談センター（電話0859-31-5800）

おおむね65歳以上で5人以上のグループを対象に、介護

予防教室「ぽかぽか教室」について

開いています。集会所など、簡単な体操ができる場所があれば開けますので、お気軽に問合せください。

各がん検診のほか、特定検診・特定保健指導を行っています。また、「歩け歩け運動」の普及啓発に努め、巡回健康新たんなどを行い、健康意識の高揚を図ります。

地域保健活動について

各がん検診のほか、特定検診・特定保健指導を行っています。また、「歩け歩け運動」の普及啓発に努め、巡回健康新たんなどを行い、健康意識の高揚を図ります。

産業振興課 から

町道の維持管理について

バス路線などの町道の幹線道路については町で除草などを行っています。幹線以外の町道などの生活用道路については、環境美化のためにも自治会や地域で除草などご協力ををお願いします。

町道、国・県道などにかかるわらず道路の破損箇所を見つけた場合は、産業振興課（電話72-2101）に連絡ください。



不法投棄は犯罪です

不法投棄の防止について

町内の道路脇への家電製品などの不法投棄が後を絶ちません。不法投棄には、5年以下の懲役または1000万円以下の罰金などの罰則規定が

あります。町では、5月30日から6月5日までを「不法投棄防止強化週間」とし、不法投棄の防止に努めていますが、期間中限らず不法投棄の現場を見つけた場合は、黒坂警察署（電話74-0110）または産業振興課まで連絡ください。

金町一斉クリーン作戦について

昨年と同じく、日時は設定せず、9月から11月までの間に、各自治会で都合の良い日に行っていたらしくこととしていますので、積極的な取り組みをお願いします。

農業相談について

今年度から、毎月20日（土・日・祝日の場合は翌開庁日）に農業相談を始めました。農業を始めてみたい人、農

教育委員会 から

町民体育祭について

町民の健康づくりと親睦のため、今年度の町民体育祭を、次のとおり開きます。ぜひ、ふるって参加ください。

期日：9月26日（日）

午前9時～

場所：根雨小学校グラウンド（根雨地区大会）、黒坂小学校グラウンド（黒坂地区大会）



住民同士の交流を

園・菜園をしてみたい人、農地の売買や貸し借りなど、農業についての疑問に、農業委員と町職員が相談を受付けます。お気軽に相談ください。

会として、出前公民館の活動を、昨年度に引き続いだ充実させます。

内容は、出前行政講座や公民館講座など、話を聞いたり体験したりとさまざまです。なお、費用は無料ですが、材料費などは実費です。お気軽にお問い合わせください。

【昨年度実績】開催回数：22

自治会および5団体（老人クラブなど）で、延べ45回

開催内容：ニュースボーット体験、映画上映、料理教室など

小地域座談会は、どんな立場や状況であっても一人一人が大切にされ、すべての人があ安心して暮らせる社会を築くため、暮らしの中の人権問題について話し合い、考えています。今年度も多くの自治会での開催をお願いします。

住宅用火災警報器取り付けはお済みですか？

消防法の改正により、平成18年6月1日以降の新築住宅には住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。なお、それ以前に建てられた住宅には、平成23年5月末までに設置する必要があります。

住宅用火災警報器とは…火災の煙や熱を感じて警報音や音声で火災を知らせるもので、消火器販売店やホームセンターなどで売られています。

設置場所は…少なくとも寝室と、寝室が2階などにある場合は階段にも設置が必要です。台所や居間にもできるだけ設置したほうがより安心です

問合せ 江府消防署予防係（電話77-2001）、役場総務課（電話72-0331）